

福岡県公報

令和五年十月六日
第四百三十七号
増刊
①

目次

規則 (第三十七号・第三十八号)

○福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

○福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則

(こども福祉課) …………… 一

(財産活用課) …………… 一

規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十七号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則(昭和五十一年福岡県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「社会的養護処遇改善加算」を「社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十八号

福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則
福岡県庁内管理規則(昭和四十三年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改める。

第九条の二に次のただし書を加える。

ただし、当該者が職員である場合であつて、当該職員の氏名、所属及び入退庁時刻が電磁的方法により記録され、監視等が当該記録を確認できるときは、時間外立入者名簿への記入を省略することができる。

附則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。